

協 定

土佐警察署管内沿岸部における災害

対応に関する協定書

土佐警察署管内沿岸部における災害等発生時の情報提供に関する協
定書

土佐警察署管内沿岸協力会(以下「甲」という。)と土佐警察署(以下「乙」とい
う。)は、管内沿岸部で津波や高潮等の災害等が発生し、又は発生するおそれがあ
る場合における対応について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、土佐警察署管内の沿岸部において災害等が発生し、又は発
生するおそれがある場合において、乙が救出・救助、被害の発生又は拡大の防
止に資する情報を早期に把握するため、甲から積極的な情報提供を求める上で、
必要な事項を定めるものとする。

(情報の種別)

第2条 乙は、災害等発生時に必要があると認められるときは、甲に対して下記
の情報について提供を要請することができるものとする。

- (1) 津波や高潮の影響による潮位の変動、その他の異変等
- (2) 災害等に起因する人的被害及び行方不明の状況並びに関係船舶の被害状
況等

(3) その他、社会的反響が大きいと認められる事件、事故に関するもの

(情報の収集)

第3条 甲が提供する情報は、既に現認聞知している、又は、十分に安全が確保
された状況下において収集できる情報のみとし、甲は情報を収集するために自
ら危険な場所等に接近せず、又は他者を接近させないものとする。

(協議事項等)

第4条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議
して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙からの
協定の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を
それぞれが保有するものとする。

甲 土佐市宇佐町宇佐 3161 番地 29
土佐警察署管内沿岸協力会長

乙 土佐市高岡町甲 1842 番地 1